

件名：食品廃棄物等多量発生事業者定期報告システム運用保守業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

「食品廃棄物等多量発生事業者定期報告システム運用保守」業務仕様書

第1 件名

「食品廃棄物等多量発生事業者定期報告システム（以下「本システム」という。）」の運用保守業務

第2 目的

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の一部改正に伴い、食品廃棄物等の発生量が一定（100 t/年）以上の食品関連事業者（以下「食品廃棄物等多量発生事業者」という。）は、同法第9条第1項に基づき、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を国に報告することとなっている。該当定期報告義務の対象となる食品廃棄物等多量発生事業者は、全国において相当数が見込まれているため、作業効率化等の観点から、該当報告を整理するためのシステムを構築し、実施している。

本システムは、毎年度、相当数の報告内容の集計・分析等の際に利用する役割を果たすものであり、常に安定した稼働を確保する必要があることから、本システムの運用保守業務を行うものとする。

第3 本システムの保守業務の概要

1 保守業務の内容

請負者は、以下の保守業務の作業項目を実施することとする。

(1) 対応窓口等の設置

本システムの障害や動作に関する問合せに対応するための窓口を設置すること。

また、農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室食品リサイクル担当（以下「担当職員」という。）からの連絡によって、障害対応作業及びそれらが可能となる体制を提供すること。

(2) 対応日時については、以下のとおりとする。

対応日：行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く日

時間：9：00から18：00まで（ただし、緊急の場合には、担当職員と協議し、対応できるものとする。）

(3) 障害対応

担当職員からの障害連絡受付後、速やかに障害対応作業を実施すること。

(4) 運用支援

必要となったシステムの一部変更、報告書（エクセル）バージョン変更等に対応すること。

(5) 業務報告

保守業務に係る各作業を行った場合、毎月、作業内容について取りまとめのうえ、翌月の10日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日とする。）までに報告すること。ただし、3月分については、3月29日に報告すること。

(6) その他

窓口の連絡受付手段として、電話、電子メール及びFAXのいずれの方法でも対応可能であること。

なお、電子メール及びFAXについては、窓口対応時間外であっても受信可能とすることとし、時間外に受け付けた問合せについては、翌営業日に対応することとする。

2 使用資材

必要な資材は、本請負者の負担とする。

3 貸与及び提供物件

- (1) 本業務の遂行に必要な貸与物件がある場合は、事前に担当職員と協議の上、貸与申請を行うこと。
- (2) 貸与された物件は、厳重な管理を行い、本業務の完了時に返却する。

第4 契約期間

平成24年4月2日 から 平成25年3月29日まで

第5 情報セキュリティに係る事項の遵守等

- (1) 本業務の遂行にあたっては、担当職員から「農林水産省情報セキュリティの確保に関する規則」（平成18年4月28日農林水産省訓令第23号）の説明を受け、定められている事項（別添参照）について遵守すること。
- (2) 本業務の受注により知り得た事実については、契約期間はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

第6 その他

本業務において、疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議すること。